

ライディングスポーツカップ 2 & 4 SPN シリーズ 2012

カートレース

本大会は FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内カート競技規則及び本大会特別規則書に従って開催される。

第 1 章 総則

- 第 1 条 競技会の名称
ライディングスポーツカップ 2 & 4 SPN シリーズ
- 第 2 条 競技種目
第 1 種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース
- 第 3 条 競技会の格式
クローズド競技会
- 第 4 条 開催場所
(株) スピードパーク新潟
- 第 5 条 オーガナイザーの名称と住所
(株) スピードパーク新潟
〒950-2600 新潟県胎内市松波 1013-36
- 第 6 条 競技会競技役員
公式プログラムに記す
- 第 7 条 競技クラス区分
公式プログラムに記す

第 2 章 参加申し込み

- 第 8 条 参加資格
- 1) エントラント 当該年有効なエントラントライセンス所持者であること、またはオーガナイザーが認めたエントラントであること。
 - 2) ドライバー 当該年有効な JAF カートライセンスか SLO メンバーズカードを所持している事が望ましい。
18 歳未満の者が参加出場する場合には親権者または保護者の出場承諾書を参加申し込み書とともに提出すること。

第9条 参加受付

- 1) 参加申し込み期限は 競技会開催日の3日前とする。
- 2) 参加申込書、競技会参加に関する誓約書、車両申告書、エントリーフィーを、コース受付に持参して受付を行うこと。または現金書留で締切日必着で郵送すること。
- 3) 締切期日以降の参加申し込みの場合は遅延金として 2000円が参加料に加算される。
- 4) 参加料 7000円
(ドライバー、ピットクルー各1名の登録料、保険代、消費税を含む)
ピットクルー登録料、保険料、消費税 1名追加登録につき別途 1000円

第10条 参加定員

- 1) 参加台数は、各クラス先着30台とする。
- 2) 参加受付台数は締切日の段階で3台未満だった場合レースは不成立となり参加料は返還される。

第11条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後で、参加を取り消した場合、参加料は返還されない。

第3章 車両規則

第12条 車両登録

- 1) 競技に使用するシャーシ、エンジン及びタイヤは車両申告書に登録済みのものとしシャーシ1台、エンジン2基、ドライ/ウェットタイヤ各1セットのみとする。
- 2) スペアエンジンは2名以内の重複登録を認める。

第13条 車両

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致する車両であること。
- 2) 競技ナンバーは車両の前後及び両サイドボックス後方タイヤ付近に必備とする。競技ナンバープレートの材質は不透明で柔軟性のあるプラスチックで、四隅に丸みを帯びた幅21～22センチ程度の四角形とする。字体は幅約2センチで最小高1.5センチとする。
ゼッケン番号は希望制とする。ただしゼッケン1番は前年度のシリーズチャンピオンがつけること。
- 3) バンパーは前後左右とも必備とし、その取付方法については「JAF 国内カート

競技車両規則 7 条」に従うこと。

4) チェーンガードは必備とし、その取付方法は「JAF 国内カート競技車両規則」第 8 条に従うこと。

5) ナーフバーを必備とする。(リアプロテクション装着者を除く)

6) フロントブレーキ装置は禁止する。またアンチロックも全て認めない。
ブレーキ補助ワイヤーの取り付けを強く推奨する。

7) ドライタイヤは BS SL07

レインタイヤは BS SL94

とし、車検時登録のものに限る。但し公式練習の際は未登録のタイヤの使用を認める。

不慮のトラブルの際は技術委員長承認のもと、1 本のみ中古タイヤへの交換が認められる。

8) キャブレターガード及び整流板等に類するものは一切禁止する。但し雨天の場合吸気ボックス用レインカバー及びブレーキキャリパーの雨よけテープはこの限りではない。

9) ブレーキダクト装着はシャーシのブレーキ側に 1 本のみ認める。またその材質、寸法、取付方法は以下の通りとする。

「材質」 柔軟で割れにくいプラスチック系の材料とする。

本体や空気通路の材質に金属の使用を禁止する。

「寸法」 空気吸入部入口の外形は丸形状の場合は円周で計算し 60 センチ以内とし四角の場合は、4 辺の合計が 60 センチ以内とする。

「取付方法」

空気吸入部及び空気通路は、シャーシフレームにボルト、ナットで、強固なステーなどを使用して脱落しないように取り付けること。

空気吸入部及び空気通路は、シートより高い位置に取り付けてはならない。またサイドカウルより内側に取り付けること。

1 0) シートとシートステーの間にリーnfォースプレートの装着を義務付ける。

(「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章第 8 条)

1 1) ガソリンタンクに取り付けられているエア抜き用ホースにガソリンキャッチタンクを装着すること。容量は 150cc 以上とする。

1 2) 最低重量を満たすためにバラストを積む必要がある場合は、バラスト本体全て固形材料を用い車体に 2 本以上の 6 ミリ以上の、ボルトナット、ロゼットワッシャー等で強固に取り付けること。

第 14 条 エンジン規定

1) YAMAHA SL 規定に準ずる。

- 2) 使用できるエンジンは KT100SD KT100SC KT100SEC とし
7YA 7YB 7YD 7YE 7YF 7YT 7YU 型に限られる。
- 3) 国内仕様のものとし、改造は一切禁止され市販状態とする。
但し、カーボン除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。
「対象部品」
シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、
ピストンピン、ピストンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、
クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、
ピストンリング、プラグコード
- 4) 純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとする。
プラグ、エキゾーストジョイント、エキゾーストガスケット、ボルト/ナット
(キャブレターインレット部品、クラッチ構造部品を除く)、ワッシャー、
スプリング、キー (ローターキーを除く)、ブラケット、ワイヤー、ホース、
ホースクリップ、バンド。
- 5) 使用できるピストンはヤマハ純正の下記のピストンとする。
787-1163*-15 (または05)
787-1163*-14 (または04)
787-1163*-13 (または03)
7YG (FP用)
J67 (SP用)
- 6) ピストンとピストンピンは、下記の組み合わせとする。
787-1163*13 (または03)、7YG (FP用)、J67 (SP用)
↓
131-11633-00

787-1163*-15 (または05)、787-1163*-14
↓
J67-11633-00 または
131-11633-00 とする。
- 4) シリンダーヘッドガスケットは、ヤマハ純正使用で最低厚みが0.4ミリ以上
あること。
- 5) シリンダーガスケットはヤマハ純正品で、内径64.5ミリまでのものは認める。
- 6) シリンダーヘッドはYAMAHA浮文字があり、改造防止のプライス加工を追加
したものに限られ、かつ、ケース底部に7ETの浮文字があるものとする。
- 7) クラッチ付エンジンはクラッチドラムにいかなるオイル、グリスも塗布しては

ならない。

第15条 吸気系統

- 1) 使用できるキャブレターはWB3A WB21 WB33とし、改造は一切禁止。
但しWB3A WB21 WB33ほどのキャブレターの部品（すべてのガスケット、すべてのダイヤフラムとハイ&ローニードルバルブ、スプリング等の構成部品およびヤマハ純正オプションパーツ）との交換も認められる。またチョーク付のものについてはチョークレバーを取り外し、孔を埋める事は認められる。
- 2) 吸気消音機は、量販市販されているCIK/FIA公認の吸気消音機を必備とする。
なお、吸気消音機本体の構成部品は純正であること。また吸気消音機本体の切削加工は禁止され、1つの吸入チューブ径が23φmm以下とし、許容公差は「JAF国内カート競技車両規則」第3章公認17条許容公差に順じる。
また吸気消音機本体にエアフィルターが内蔵されているタイプに関しては、エアフィルターが、メーカー出荷状態であることとしボディ本体やエアフィルターの切削、加工、改造を禁止する。
- 3) ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナーは、下記番号とし、改造は一切禁止される。

ジョイントキャブレター	26φmm	(787-13586-00)
マニホールド		(7YA-13585-00)
ジョイントエアクリーナー		(7YA-14453-03)

第16条 点火系

- 1) 点火系統の改造は一切禁止され市販状態でなければならない。点火方式はTCIとし、7ET系（ステーターとTCIユニット一体式）に限る。
- 2) 点火プラグは一般市販状態のねじ山長19ミリ以下のものに限られる。
プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ねじ山長の変更も禁止する。
プラグキャップは、ヤマハ純正品とし、改造禁止とする。

第17条 公式車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則」競技参加に関する規則3章に基づき、車両検査が行われる。この際、非合法な部分がありながらも、技術委員に発見されなかったとしても、承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。
- 3) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装についても技術の検査を受けなければならない。

第4章 競技に関する事項

第18条 公式練習

- 1) 全てのドライバーは公式練習に参加しなければならない。また、その際主催者より配布された計測器を取り付けること。
- 2) ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コース上に停止した場合も公式練習に参加したと認められる。
- 3) 公式練習は車検に未登録のタイヤの使用を認める。
- 4) 公式練習に参加しなかった場合はペナルティとしてタイムトライアルのタイムに1秒可算される。

第19条 タイムトライアル

- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- 2) タイムトライアル中にパドックに戻った場合は、再び出走することができない。
- 3) ベストラップが同タイムになった場合は先にタイムを出した方を優先する。

第20条 レースの方法

- 1) レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位が確定する。
- 2) レース成立台数は公式練習4台以上とする。

第21条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果順とする。
- 2) 主催者が決定する1ヒートのグリッド数を超える出場台数があった場合は予選を2グループに分けて行う。

第22条 決勝ヒート

- 1) 予選を通過した者のみで行う。
- 2) 決勝ヒートのグリッドポジションは、予選ヒート結果順とする。

第23条 スタートの方法

- 1) スタートは「JAF 競技運営に関する規則」第28条に基づくローリングスタートとする。
- 2) ローリング中、主催者が指定した隊列復帰禁止区間での追い越し及び割り込は禁止する。

これに違反した場合は該当ヒート失格となる。

- 3) スタートライン手前に引かれたイエローラインを通過するまで加速してはならない。
- 4) バックストレート通過中に2列の隊列を築き適切なローリング速度を維持したままスタートラインに向かうこと。また、その際 **最終コーナーからスタートラインにかけて、コース上に描かれたレーンラインからはみだしてはならない。**
- 5) ローリングの隊列が整い、イエローライン通過前に加速をしていないと判断されたら、レッドシグナルを消灯（日章旗の場合は振動提示）し、レース開始となる。ローリングがさらに1周継続される場合には、レッドシグナルは消灯されず、点灯が継続される。
- 6) ローリング中、隊列のペースを乱す者があった場合は白/黒旗が提示される。フロントローでそれが繰り返される場合は最後尾に下げられる場合がある。
- 7) ローリング中にスピンしたドライバーは最後尾につかなければならない。
- 8) ローリング中、隊列から大きく遅れたドライバーにたいして、白地に青のクロスボードが提示される場合がある。この場合は隊列復帰が認められないため隊列の最後尾につくこと。
- 9) スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを超えないカートは、そのヒートを出走することができない。

第24条 レース中のルール

- 1) いかなる場合でも、定められた方向と逆に走行してはならない。（但し、クラッチ付エンジンの場合、コース復帰のため後続車が全て通過後の最小限の方向転換は認める。後続車が通過中に方向転換してコースに復帰した場合は危険行為とみなしペナルティーを科す。
- 2) 工具、ケミカル用品を携帯して走行してはならない。
- 3) レース中、パドックに戻った車両はレース放棄とみなし再びコースインすることはできない。
- 4) ピット、パドック以外では工具の持ち込み、使用を禁止する。
- 5) コース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場所のみ復帰を認める。
- 6) リタイヤしたドライバーは、すみやかに自分の車両を安全な場所に移動させること。
- 7) レース中はコースを外れてショートカット及び、イエローラインカットすることは認められておらず、該当行為はコースアウトとみなされペナルティー対象となる。なおコースアウトに対してのペナルティーは競技長の判断による。

第25条 レースの終了

- 1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過した者に対してチェッカーフラッグが振られる。

第26条 再車検

- 1) レース終了後、上位3台は30分車両保管となり、その後再車検を行う。但し何時でも全ての車両に対して、再車検の権限をもち、必要と認められると判断したときはこれを行行使できる。
- 2) 技術委員長の指示により、ドライバーまたは登録メカニックが責任を持って、車両の分解及び、組み立てを行う。この際 関係役員 該当ドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事は出来ない。
- 3) 再車検に応じない場合はレース失格となる。

第27条 完走

- 1) チェッカーに関わらず規定周回数の1/2を完了していなければならない。

第28条 順位の設定

- 1) レースの順位は次の順序により、多い順に決定される。
 - ① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了しチェッカーを受けた者）
 - ② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の1/2は走行したが、チェッカーを受けなかった者）
 - ③ 未完走者（チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2を走行していない者）
- 2) 同一周回数の場合は、その周回数を先に完了（コントロールライン通過）をした者を優先する。

第29条 抗議

- 1) 「JAF国内カート競技規則」第13章に基づき、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより、競技長を経由して、大会審査委員に提出するものとする。
- 2) 抗議提出の制限時間
 - ① 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
 - ② 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
 - ③ 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 3) ビデオカメラ、車載カメラを使用しての抗議は一切認めない。

4) 抗議料は、20300円（消費税含む）とする。

第30条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる。
- 3) 賞典の対象は決勝ヒートを完走したドライバーに限る。

第31条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 政治、宗教に関係したもの

第32条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする事がある。
- 2) エントラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなくてはならない。

第33条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第34条 燃料

燃料は「JAF国内カート競技車両規則」第25条に従った一般市販の無鉛ガソリン及びオイルを使用しなければならない。予告なくこれらを検査する場合がある。また、すべての燃料冷却方式は禁止される。

第35条 その他

- 1) すべてのヒートで、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し以降のコースインはできないこととする。
- 2) 旗の信号については「カート競技会運営に関する規則」第3章に従う。但し信号旗使用の必要が生じた場合は、公式通知にて発表すると共にドライバー

スミューティングにおいて通知する。

- 3) 競技中において、コースを外れてショートカット及びイエローラインカットする事は一切認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティーの対象とする。なおコースアウトに対するペナルティーは競技場の判断による。
- 4) 競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読出来ない場合はオレンジ色の円形のある黒旗が提示される場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取付直さなければならない。
- 5) レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。
- 6) パドックでの暖気運転は禁止する。
- 7) 喫煙場以外での喫煙、火気の使用は厳禁とする。